第７号様式（第９条関係）

記入例

誓　　約　　書

係留指定施設使用に関する誓約

私は、　赤江　　漁港の係留指定施設の使用許可申請に当たり、次のとおり誓約します。

１　係留指定施設の利用に当たっては、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）及び津久見市漁港管理条例（昭和42年津久見市条例第22号）の規定及び係留指定施設の使用許可に際して付された条件を遵守し、漁業活動及び他の使用者の使用に支障を及ぼす行為は行いません。

２　漁港区域内における係留については、漁港管理者（市長）の指示に従います。

３　漁港区域内における事故防止に努め、第三者に損害を与えた場合は、私の責任において処理します。

４　係留中の船舶については、自己の責任において安全かつ適正に管理します。

５　許可期間満了により、引き続き使用しない場合又は許可期間中に使用を廃止した場合は、船舶、係留ロープその他私が設置した物件について、自己の責任において原状回復します。

６　上記項目の違反により漁港管理者から本申請に係る船舶の移動又は撤去を命ぜられたときは、直ちにその命令に従います。

津久見市長　　　　　様

令和５年　９月２２日

申請者　住　所　　津久見市宮本町２０番１５号

氏　名　　津久見　海太郎